

令和4年度第6回国立大学法人島根大学学長選考・監察会議〈議事要録〉

日 時 令和5年2月1日(水) 15:28～16:50

場 所 本部棟5階 大会議室(対面及びオンライン)

出席者: 大西議長、久保田委員、高塩委員、谷口委員、秦委員、三輪委員、丸橋委員(法文学部長)、河添委員(教育学部長)、磯村委員(人間科学部長)、鬼形委員(医学部長)、伊藤委員(総合理工学部長)、川向委員(生物資源科学部長)

欠席者: なし

オブザーバー: 千家監事

陪席者: 藤田理事、総務部長、総務課長、総務課係長

議題1 学内意向調査の実施方法について

議長から、学内意向調査の実施方法について学内委員で検討を行った結果について報告するよう依頼があり、議長代理である丸橋委員及び事務局から、オンラインによる学内意向調査の実施方法についての検討結果、学長選考等に関する意向調査細則及び学長選考等に係る様式等に関する申合せの改正案について説明があった。

委員から、資料内の「投票の強制の禁止、自由意思による投票の確保が必要ではないか」との専門家からの意見に対し、投票の心得に明記する方法が提案されているが、もしオンラインによる投票が投票所での投票と比べて不適切な投票が行われるリスクが高まるのであれば、懲罰の対象となるよう規則に定めるなどの対応が必要ではないかとの意見があった。また、学長選考等に関する意向調査細則第7条及び第11条(不在者投票)には不在者投票をすることができるかと規定されており、第14条(オンライン実施に関する特例)には第7条及び第11条の規定にかかわらずオンラインにより実施することができるかと規定されているが、オンライン実施の場合は不在者投票を行わないとの解釈で良いのかとの質問があった。

丸橋委員から、投票の強制の禁止等に係るご意見について、現状考えられる対応として投票の心得に明記する方法を提案したが、より明確かつ厳格に対応する方法を検討する必要があると考えるとの発言があった。

議長から、不在者投票に係るご質問について、オンライン実施の場合は不在者投票の概念そのものが無くなること、細則第14条(オンライン実施に関する特例)に、第7条及び第11条(不在者投票)の規定にかかわらず、と規定していることから、不在者投票を行わないとの解釈となるとの説明があった。

委員から、他大学におけるオンライン実施の事例及び本学において過去に実施した対面による学内意向調査の投票率(大学全体及び部局ごと)について質問があった。また、投票の強制の禁止等の対策を考えておく必要があるのではないかとの意見があった。

事務局から、令和3年度に他大学1大学でオンライン実施の事例があること、平成29年に本学で実施した対面による学内意向調査の大学全体の投票率は84.3%であったこと、部局ごとの投票率は集計していないとの回答があった。

丸橋委員から、投票の強制の禁止等に係るご意見については、何らかの形でルール化することが必要と考えるとの発言があった。また、投票率の集計方法については、従来通り大学全体の投票率のみを集計すれば良いと考えるとの発言があった。

委員2名から、大学全体の投票率のみを集計すべきとの意見があった。

委員から、細則第14条の記載方法について修正の指摘があり、議長から文言を検討するとの発言があった。

委員から、オンライン実施に係るコストについて質問があり、丸橋委員から不在者投票や票の管理・集計に係る業務などマンパワーに関して大幅に減らすことができるとの説明があった。続けて事務局から、オンライン実施に係るシステム上の新たな費用は発生しないとの説明があった。

議長から、オンライン実施に係る説明資料内に例示する学長候補適任者の人数を増やすこと、オンライン実施の予行演習を一部の対象者に対して実施することについて提案があり、丸橋委員からご提案の通り対応するとの発言があった。

議長から、学内意向調査についてオンライン実施を新たに設けること、投票の強制の禁止等への対応については学内関係規則との関連を含めて取扱いについて引き続き検討を行うこと、細則第14条の文言については再度整理を行ったうえで議長一任で決定すること、投票率は大学全体での集計とすることについて提案があり、審議の結果、異議なく議決された。

議題2 令和5年度 学長選考・監察会議スケジュールについて

議長及び事務局から、令和5年度 学長選考・監察会議スケジュールについて説明があった。

委員から、学内委員が入れ替わる可能性もあることから、新年度の最初の会議を早い段階で開催しておく必要があるのではないかと意見があった。

議長から、新たな学長選考・監察会議の体制でなるべく早い時期に第1回会議を開催したいとの発言があり、審議の結果、異議なく議決された。